

(昭和48年10月23日 内閣総理大臣決定)
昭和50年3月15日 改正
昭和55年2月6日 改正
平成11年3月26日 改正
平成12年12月28日 改正
令和3年3月23日 改正

不発弾等処理交付金交付要綱

(通 則)

第1条 不発弾等処理交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府令・郵政省令・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この交付金は、今次の戦争に際して生じた不発弾及びその他の爆発物で陸地にあるもの（以下「不発弾等」という。）の処理を促進することにより、不発弾等による災害を防止することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、不発弾等の処理に関する事業を行う地方公共団体に対し、所要経費の一部をこの要綱の定めるところにより、国の予算の範囲内で交付金として交付する。

2 前項の交付対象となる事業の内容は、次の各号に掲げる工事とする。

- 一 不発弾等を処理するための発掘（発掘に直接必要な探査を含む。）及び発掘した土砂の埋戻し
- 二 前号の発掘により発見された不発弾等の撤去の際必要となる土のう積等防護壁の設置及び撤去
- 三 前2号の工事を実施するために直接必要な附帯工事（家屋、樹木、その他土地の工作物等の移転、復旧を含む。）

(交付対象経費)

第4条 前条第2項に規定する工事（以下「交付対象工事」という。）に要する経費（以下「交付対象経費」という。）は、別表に定めるところにより算出するものとする。

(交付対象工事件数の数え方)

第5条 交付対象工事の件数は、1地点（半径30メートル以内の地域をいう。）の工事1件とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の交付対象工事は、これを1件の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上ある

ものについては、この限りでない。

- 一 2以上の不発弾等が60メートル以内の間隔で連続して埋没しているとき。
- 二 2以上にわたる工事を実施する場合で、当該工事を分離して施行することが効用上不適當であるとき。

(交付金の額)

第6条 第3条に定める交付金の額は、1件の工事に要する交付対象経費が200万円以上のものについて、当該経費の2分の1の金額とする。

(交付金の交付申請)

第7条 地方公共団体は、交付金の交付の申請をしようとするときは、原則として、交付対象工事を開始しようとする日の30日前までに、次の各号に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 不発弾等処理交付金交付申請書（別記様式第1）
- 二 不発弾等処理工事計画書（別記様式第2）
- 三 不発弾等処理工事費見積書（別記様式第3）

(交付金の交付決定通知及び交付条件)

第8条 総務大臣は、交付金の交付を決定したときは、不発弾等処理交付金交付決定通知書（別記様式第4）により、次の各号に掲げる条件を付して、当該地方公共団体に通知するものとする。

- 一 地方公共団体は、適正化法、施行令及び交付規則並びにこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- 二 交付金を交付の目的に反して使用しないこと。
- 三 交付対象経費の配分の変更をしようとする場合には、総務大臣の承認を受けること（別表の不発弾等探査費と工事費の費目間相互のいずれか低い額の20%以内の軽微な変更の場合を除く。）。
- 四 交付対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに総務大臣に報告して指示を受けること。

(計画変更等の承認)

第9条 地方公共団体は、交付対象工事を取りやめ又は当該工事の計画等を変更しようとするときは、速やかに不発弾等処理工事取りやめ承認申請書（別記様式第5）又は不発弾等処理工事計画変更等承認申請書（別記様式第6）を総務大臣に提出しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の申請があった場合には、審査の上、適当であると認めたときは、不発弾等処理工事取りやめ承認通知書（別記様式第7）又は不発弾等処理工事計画変更等承認通知書（別記様式第8）により、当該地方公共団体に通知するものとする。

(申請の取下げの期日)

第10条 地方公共団体が、適正化法第9条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

(状況報告)

第11条 地方公共団体は、総務大臣の要求があつた場合には、不発弾等処理工事進捗状況報告書（別記様式第9）を提出しなければならない。

（事故の報告）

第12条 地方公共団体は、交付対象工事中爆発等の事故が発生した場合には、直ちに不発弾等処理工事事故報告書（別記様式第10。以下「事故報告書」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の事故報告書の記載内容に変更が生じた場合には、そのつど総務大臣に報告しなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

（実績報告）

第13条 地方公共団体は、交付対象工事が完了した日から起算して20日以内又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、不発弾等処理工事実績報告書（別記様式第11。以下「実績報告書」という。）を総務大臣に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第14条 総務大臣は、実績報告書の提出があつたときは、審査の上、交付金の額を確定し、当該地方公共団体に通知するものとする。ただし、不発弾等を発見することができなかった場合は、当該確定しようとする額の2分の1の額に確定するものとする。

（交付金の支払）

第15条 地方公共団体は、前条の確定通知を受けたときは、直ちに不発弾等処理交付金精算払請求書（別記様式第12）を総務大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、交付対象工事の完了前に、これに必要な経費の一部の支払いを受けようとするときは、不発弾等処理交付金概算払請求書（別記様式第13）を総務大臣に提出しなければならない。ただし、この場合における請求の期限は、交付金の交付の決定を受けた日から起算して20日以内とする。

3 総務大臣は、前項の請求があつたときは、国の会計に関する法令に規定する所定の手続きを経て、支払計画額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第16条 総務大臣は、地方公共団体が、適正化法第17条第1項又はこの要綱に違反すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 総務大臣は、前項の場合若しくは交付対象工事を取りやめた場合において既に交付金が交付されているとき、又は額を確定した場合において既にその額を超える交付金が交付されているときは、当該地方公共団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（経理）

第17条 地方公共団体は、交付対象工事の経理については、他の経理とは別にその収支状況を明らかにする帳簿を備え、計算書及び証拠書類とともに、交付対象工事の完了の日の属する会計年度から5年間保存しておかなければなら

い。

(雑 則)

第18条 地方公共団体が、この要綱の規定により総務大臣に提出すべき書類は、正本、副本各1通とする。

2 前項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。）が総務大臣に書類を提出しようとする場合には、都道府県知事を経由しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

(沖縄県に対する特則)

第20条 沖縄県に対する交付金の交付については、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、沖縄の実情を参酌して内閣総理大臣が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

2 地方公共団体が、昭和48年4月1日から同年10月31日までの間に不発弾等の処理に関する事業を開始している場合には、第7条に定める期間にかかわらず、同条に規定する申請書類を昭和48年12月20日までに提出することができる。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年2月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

別 表

費 目	費目の内容及び算定基準
1. 不発弾等探査費	本工事の実施に直接必要な探査に限るものとし、不発弾等の1埋没地点における探査の限度は、その地点を中心に広さ100平方メートル、深さ10メートル以内とする。 ただし、不発弾の投下時点後に、不発弾埋没地点の地表の上に、盛土を行った場合又は土砂くずれ等による土砂のたい積等が生じた場合においては、その盛土又はたい積等の部分の厚さを10メートルに加えた深さを限度とする。 鉛直（ボーリング）磁気探査費
2. 本工事費	(1) 直接工事費 ア 労務費 イ 材料費 ウ 直接経費 （ア）特許使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派遣される技術者等に要する経費 （イ）水道光熱電力料 工事の施工に直接必要な電力、電灯使用料及び用水使用料（基本料を除く。） （ウ）機械器具損料 工事の施工に直接必要な機械器具の損料 (2) 間接工事費 ア 運搬費 機械器具、車両等の運搬に要する経費及び現場内における機械器具、車両等の移動に要する経費 イ 準備費 準備、跡片付けに要する経費及び伐開、整地、除草に要する経費 ウ 仮設費 工事の施工に必要な仮道、仮橋、現道補修等に要する経費、水替、締切等に要する経費、用水、電力等の供給設備に要する経費並びに機械設備（コンクリート・プラント、アスファルト・プラント等）の据付け及び撤去に要する経費 エ 役務費

土地（営繕に係る敷地を除く。）の借上げに要する
経費及び電力用水等の使用基本料

オ 営繕損料

工事の施工に必要な現場事務所試験室、労務者宿
舎、倉庫及び材料保管場等の損料とし、次式により算
出する。

本工事費中の営繕損料

$$= A \times (A + B \text{ に係る営繕損料率})$$

附帯工事費中の営繕損料

$$= B \times (A + B \text{ に係る営繕損料率})$$

A：本工事費中の工事費

（営繕損料及び労務者輸送費を除く。）

B：附帯工事費中の工事費

（営繕損料及び労務者輸送費を除く。）

（営繕損料率）

本工事費及び附帯工事費中の工事費（営繕損料、労務
者輸送費、現場管理費及び一般管理費を除く。）に次の
各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただ
し、（イ）から（エ）までの場合において、それぞれ算
出される額がそれぞれの号の前号において算出される
額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内にお
いて増額することができる。

（ア）工事費が 1,000万円以下の場合15/1,000

（イ）工事費が 1,000万円をこえ 3,000万円以下の場合
12/1,000

（ウ）工事費が 3,000万円をこえ10,000万円以下の場合
9/1,000

（エ）工事費が10,000万円をこえる場合6/1,000

カ 労務者輸送費

工事現場に労務者を輸送するために要する経費とし、
次式により算出する。

本工事費中の労務者輸送費

$$= A \times (A + B \text{ に係る労務者輸送費率})$$

附帯工事費中の労務者輸送費

$$= B \times (A + B \text{ に係る労務者輸送費率})$$

A：本工事費中の工事費

（営繕損料及び労務者輸送費を除く。）

B：附帯工事費中の工事費

（営繕損料及び労務者輸送費を除く。）

（労務者輸送費率）

工事費（営繕損料、労務者輸送費、現場管理費及び一般管理費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、（イ）から（オ）までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。

（ア）工事費が 500万円以下の場合 20/1,000

（イ）工事費が 500万円をこえ 1,000万円以下の場合
13/1,000

（ウ）工事費が 1,000万円をこえ 2,000万円以下の場合
8/1,000

（エ）工事費が 2,000万円をこえ 5,000万円以下の場合
5/1,000

（オ）工事費が 5,000万円をこえる場合、前号において算出される額の最高額

(3) 現場管理費

本工事費及び附帯工事費の合計額（現場管理費及び一般管理費等を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、（イ）から（カ）までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。

（ア）工事費が 500万円以下の場合140/1,000

（イ）工事費が 500万円をこえ 1,000万円以下の場合
125/1,000

（ウ）工事費が 1,000万円をこえ 2,000万円以下の場合
105/1,000

（エ）工事費が 2,000万円をこえ 5,000万円以下の場合
90/1,000

（オ）工事費が 5,000万円をこえ 7,000万円以下の場合
80/1,000

（カ）工事費が 7,000万円をこえる場合75/1,000

(4) 一般管理費等

一般管理費及び利潤とし、次式により算出する。

本工事費中の一般管理費等

$= A \times (A + B \text{に係る一般管理費等率})$

附帯工事費中の一般管理費等

$= B \times (A + B \text{に係る一般管理費等率})$

A：本工事費中の工事原価

	B：附帯工事費中の工事原価 (一般管理費等率) 本工事費及び附帯工事費の合計額（一般管理費等を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、（イ）から（カ）までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの号の前号において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (ア) 工事費が 500万円以下の場合140/1,000 (イ) 工事費が 500万円をこえ 1,000万円以下の場合 135/1,000 (ウ) 工事費が 1,000万円をこえ 4,000万円以下の場合 130/1,000 (エ) 工事費が 4,000万円をこえ 10,000万円以下の場合 125/1,000 (オ) 工事費が 10,000万円をこえ 20,000万円以下の場合 120/1,000 (カ) 工事費が20,000万円をこえる場合115/1,000 (5) 普通傷害保険料 請負契約による工事期間のうち、不発弾等の発掘開始の日から当該不発弾等が確認された日までの特約で、保険金額は1名につき 1,000万円とし、死亡、後遺障害のみを担保として、料率は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、当該保険契約の期間は1か月を限度とする。 (ア) 7日まで 7,600 円 (イ) 15日まで 11,400 円 (ウ) 1か月まで 19,000 円
3. 附帯工事費	本工事に附帯して行なう工事に必要な経費であって、それぞれ前記(1)から(4)に掲げるものの合計額とする。
4. 測量及び試験費	工事を施工するために必要な調査、測量及び試験に要する経費の合計額とする。
5. 用地損料及び補償費	工事の施工に必要な土地等の借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する経費（補償金に代えて直接施工する補償工事に要する経費を含む。）とし、用地損料等の額は打切補償に見合う額とする。 なお、この費目の算定にあたっては、「公共用地の取得

6. 工事雑費	に伴う損失補償基準要綱」(昭和37年6月29日閣議決定)、「同基準」及び「同基準細則」並びに「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」(昭和42年2月21日閣議決定)を基準としてこれを準用する。 工事の現場事務に必要な備品費、修繕費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、燃料費、広告料、使用料及び賃借料等で、不発弾等探査費、本工事費及び附帯工事費、測量及び試験費の合計額に15/1,000を乗じて得た額とする。
---------	--

(注)

1. 別表の費目欄に掲げる不発弾等探査費の費目の内容及び算定基準は、別途総務大臣が定める「不発弾等探査査定単価表」を適用する。
2. 別表の費目欄に掲げる本工事費、附帯工事費、測量及び試験費の費目の内容及び算定基準は、別途国土交通大臣が定める「災害査定設計単価表」及び「災害査定設計標準歩掛表」を適用する。

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理交付金交付申請書

不発弾等処理交付金として金 円を下記により交付されるよう関係書類
を添えて申請します。

記

- 1. 不発弾等処理工事計画書
- 2. 不発弾等処理工事見積書

別記様式第 2

不 発 弾 等 処 理 工 事 計 画 書

1 経緯

- (1) 不発弾等の推定所在地及び当該土地の所有者名並びに管理者名
- (2) 不発弾等の存在の確証及びその種類が推定される事由（探査の方法等）
- (3) 不発弾等の推定所在位置及びその周囲の状況（図面添付のこと。）

2 工事計画等

- (1) 工事施行に伴う利害関係者の同意書
- (2) 自衛隊その他信管除去作業に従事する者の住所、氏名及び職業
（当該作業に従事する者が自衛隊員である場合には、その所属部隊名及び責任者名をもってこれに代えることができる。）
- (3) 工事施行に伴う土地工作物の移転計画（図面添付のこと。）
- (4) 不発弾等の存在確認のための発掘計画
- (5) 復元工事計画

3 工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

4 交付対象経費の配分及び調達方法

項 目		金 額	備 考
支 出	不 発 弾 等 探 査 費	円	
	本 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		
	測 量 及 び 試 験 費		
	用地損料及び補償費		
	工 事 雑 費		
	合 計		
収 入	不発弾等処理交付金		
	地方公共団体負担金		
	合 計		

（注） 1の(2)については、磁気探査を行った場合はその報告書を添付すること。また、
2の(1)については、利害関係者の同意書の写しを、2の(2)については、自衛隊との
協定書の写しをそれぞれ添付すること。

別記様式第3

不 発 弾 等 処 理 工 事 見 積 書

1 総括表

項 目	交付対象経費	交 付 金 額
不 発 弾 等 探 査 費 本 工 事 費 附 帯 工 事 費 測 量 及 び 試 験 費 用 地 損 料 及 び 補 償 費 工 事 雑 費 合 計	円	円

2 費目別内訳表

費目別

区 分	細 目	数量	単位	単価	金額	摘要
				円	円	
合 計						

(注)

- 1 交付対象経費中、「本工事費」、「附帯工事費」、「測量及び試験費」の算定に用いた当該地方公共団体における「査定単価表」及び「査定設計標準歩掛表」等その算定の基礎となった部分の資料を添付すること。
- 2 交付対象経費中、「用地損料及び補償費」の算定に用いた当該地方公共団体における「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和 37 年 6 月 29 日閣議決定）及び「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和 42 年 2 月 21 日閣議決定）に基づき設定された査定表等その算定の基礎となった部分の資料を添付すること。

殿

総務大臣

不 発 弾 等 処 理 交 付 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった不発弾等処理交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

記

1 対象となる事業及び内容

交付金の交付の対象となる不発弾等処理事業（以下「交付対象工事」という。）及びその内容は、年 月 日付け 第 号をもって申請のあった交付金の交付申請に係る交付対象工事の計画書のとおりとする。

2 交付対象工事に要する経費及び交付金の額

交付対象工事に要する経費（以下「交付対象経費」という。）及び交付金の額は、次のとおりとする。ただし、交付対象工事の計画等の変更により、交付対象経費が変更された場合における交付金の額については、別に通知するところによる。

交付対象経費	円
交付金の金額	円

3 交付対象経費の配分

交付対象経費の配分は、次のとおりとする。

不発弾等探査費	円	当地損料及び補償費	円
本 工 事 費	円	工 事 雑 費	円
附 帯 工 事 費	円		
測量及び試験費	円	合 計	円

4 交付金の額の確定及び交付金の支払

交付金の額の確定及び交付金の支払いは、不発弾等処理交付金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところにより行う。

5 交付金の交付条件

- (1) 交付対象工事を実施する地方公共団体は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 2 5 5 号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府令・郵政省令・自治省令第 6 号）並びに要綱の規定に従わな

なければならない。

- (2) 交付金を交付の目的に反して使用してはならない。
- (3) 交付対象経費の配分の変更をしようとする場合には、総務大臣の承認を受けなければならない（要綱別表の不発弾等探査費と工事費の費目間相互のいずれか低い額の20%以内の軽微な変更の場合を除く。）。
- (4) 交付対象工事が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに総務大臣に報告して指示を受けなければならない。

6 申請の取下げの期間

適正化法第9条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期限は、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

第 号
年 月 日

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理工事取りやめ承認申請書

年 月 日付け総官管第 号をもって不発弾等処理交付金交付決定の通知をう
けましたが、下記の理由により不発弾等処理工事を取りやめたいので、承認されるよう申
請します。

記

- 1 不発弾等処理工事取りやめの理由
- 2 その他参考となる事項

第 号
年 月 日

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理工事計画変更等承認申請書

年 月 日付け総官管第 号をもって不発弾等処理交付金交付決定の通知をう
けましたが、不発弾等処理工事内容を変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申
請します。

記

- 1 不発弾等処理工事内容変更計画書
 - 2 不発弾等処理工事費配分変更明細書
 - 3 不発弾等処理工事内容変更による工事費見積書
- (注) 関係書類の記載内容は、次のとおりとする。

- 1 不発弾等処理工事内容変更計画
 - (1) 不発弾等の所在地名
 - (2) 変更しようとする理由
 - (3) 変更しようとする事項及びその内容
- 2 不発弾等処理工事費配分変更明細書
 - 交付決定による交付金額 円
 - 変更希望による交付金額 円

項 目	費 目 内 容	当初配分額	変更希望額
不 発 弾 等 探 査 費 本 工 事 費 附 帯 工 事 費 測 量 及 び 試 験 費 用 地 損 料 及 び 補 償 費 工 事 雑 費 合 計		円	円

3 不発弾等処理工事内容変更による工事費見積書

変更後の工事費見積書の様式は、別記様式第3の2の費目別内訳表に準ずる。

- 4 経費に変更のない場合は、不発弾等処理工事内容変更計画書にその旨記載し、前記2及び3の書類の添付を要しないものとする。

第 号
年 月 日

殿

総務大臣

不発弾等処理工事取りやめ承認通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった不発弾等処理工事取りやめ承認申請については、これを承認したので、不発弾等処理交付金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知する。

殿

総務大臣

不発弾等処理工事計画変更等承認通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のあった不発弾等処理工事計画変更承認申請については、下記のとおり承認したので、不発弾等処理交付金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知する。

記

承認する事項

- 1 工事計画の変更について
- 2 交付対象経費の変更について

交付対象経費及び交付金額

交付対象経費	円
交 付 金 額	円

交付対象経費の配分

不発弾等探査費	円
本工事費	円
附帯工事費	円
測量及び試験費	円
用地損料及び補償費	円
工事雑費	円
合 計	円

(注) 経費に変更のない場合には、2 を省略することができる。

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理工事進捗状況報告書

標記について、下記のとおり工事の進捗状況を報告します。

記

- 1 交付対象工事の進捗状況
- 2 その他参考となる事項

(注) 1 及び 2 について、別紙として記述することができる。

第 号
年 月 日

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理工事事故報告書

年 月 日付け総官管第 号をもって不発弾等処理交付金の交付が決定された
不発弾等処理工事について、事故が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の発生日時及び場所
- 2 事故の種類及び原因
- 3 事故による被害状況
- 4 事故による被害見積額
- 5 事故処理の方針
- 6 工事の今後の計画
- 7 その他参考となる事項

第 号
年 月 日

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理工事実績報告書

年 月 日付け総官管第 号をもって交付決定された不発弾等処理交付金、
金 円に係る標記実績報告書を提出します。

記

- 1 不発弾等処理工事の実績
- (1) 不発弾等の所在地名
 - (2) 工事期間
 - (3) 処理された不発弾等の種類及び数量
 - (4) 工事の概要

- 2 不発弾等処理工事費決算書
- 不発弾等処理交付金 円
- 不発弾等処理工事費決算額 円

不発弾等処理工事費決算書

費 目	費目の内容	総 事 業 費			支出額	過 △ 不足額	摘 要
		交付金額	地方公共団 体負担金額	計			
不 発 弾 等 探 査 費		円	円	円	円	円	
本 工 事 費							
附 帯 工 事 費							
測 量 及 び 試 験 費							
用地損料及び補償費							
工 事 雑 費							
合 計							

(注) 決算書には、別記様式第 3 の 2 の費目別内訳表を添付すること。

第 号
年 月 日

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理交付金精算払請求書

年 月 日付け総官管第 号をもって不発弾等処理交付金の額の確定通知を受けたので、下記のとおり交付金を請求します。

記

不発弾等処理交付金精算払請求額 円

第 号
年 月 日

総務大臣

殿

地方公共団体の名称
及びその長の氏名

不発弾等処理交付金概算払請求書

年 月 日付け総官管第 号をもって交付決定された標記交付金について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

区 分	交付決定額	概算払請求額	備 考
不 発 弾 等 探 査 費	円	円	
本 工 事 費			
附 帯 工 事 費			
測 量 及 び 試 験 費			
用 地 損 料 及 び 補 償 費			
工 事 雑 費			
合 計			